

# 丸亀市教育委員会表彰 内規（抜粋）

## （表彰状）

第2条 次の要件を備えているものを表彰状の対象とする。

- （1）丸亀市立小中学校・幼稚園に通う児童生徒・園児で、文化芸術部門やスポーツ部門等において、下記の①～③のいずれかの業績で他団体から表彰されたもの。なお、小中学校や幼稚園以外のチーム等から出品・出場した場合も含む。ただし、一部の地域や特定の団体に限定された試合や大会、また、招待試合や選抜メンバーの出場によるものは該当しない。
  - ①香川県大会1位相当
  - ②四国大会3位相当以上
  - ③全国大会8位相当以上
- （2）学校活動部門等において顕著な功績をあげた丸亀市立小中学校・幼稚園。
- （3）その他教育委員会が表彰することが適当であると認める業績又は行為のあったもの。

## （表彰状の区分）

第3条 表彰状は次のとおり区分する。

- （1）個人表彰 他団体から授与された表彰状に個人名の記載があるもの（水泳のメドレーリレーや陸上リレー等も含む）。
- （2）団体表彰 部活動及び市内のスポーツ少年団等（一般のクラブチームを含む）で出場し、他団体から団体表彰されたもの。なお、団体メンバー全員分の表彰状を交付できることとする。
- （3）団体表彰（個人表彰） 市外のスポーツ少年団等（一般のクラブチームを含む）で出場し、他団体から団体表彰されたもの。

## （感謝状）

第4条 次の要件を備えているものを感謝状の対象とする。

- （1）丸亀市から報酬、報償費、謝礼金等の給付を受けていない場合で、本市の学校教育や社会教育の振興発展に寄与し、特に功績があった個人又は団体。
- （2）教育関係施設、団体に対する寄附行為者で、他機関からすでに感謝状を受けていない場合
  - ①個人による寄附30万円（相当）以上
  - ②団体による寄附100万円（相当）以上

## （副賞）

第5条 副賞の授与は、次のとおりとする。

- （1）第3条（1）に該当する場合は、メダルを授与する。
- （2）第3条（2）に該当する場合は、代表者に楯を授与する。
- （3）第3条（3）に該当する場合は、副賞は授与しない。

## （表彰時期）

第6条 表彰式は年1回とし、開催時期は2月頃とする。